
第8章 保存

史跡を構成する諸要素を確実に保護、継承していくため、保存の方向性及び方法について整理する。なお、保存では、継続的な施策を行うため、段階的な区分は示さないものとするが、長期的な計画の中で、その進捗により計画の見直しが必要となる場合には、適宜行っていく。

8-1 保存の方向性

- **史跡及び史跡隣接地区の主要な価値や副次的な価値を構成する要素を整理し、地区ごとに適切な保存方法を示す。**

史跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存・継承していくため、遺跡の性格や土地の現況等の諸条件を踏まえた地区区分を行い、各構成要素を地区ごとに整理し、適切な保存方法を示す。

- **史跡の価値を高めるため、史跡及び史跡隣接地区の地区区分を行い、発掘調査・研究の進め方を示す。**
- **現状変更等に対する取扱いの方針や基準を示す。**

史跡の恒久的な保存と将来への確実な価値の継承を図るため、今後予想される史跡の現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更」という)に対する取扱い方針を示すとともに、各地区における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について具体的な取扱基準を示す。

- **未指定地を含む史跡隣接地区の保存方法を示す。**

史跡の主要な価値を活かし、かつ良好な状態で継承していくため、史跡外に広がる重要な遺跡についても、その保護の考え方を示す。

- **史跡や史跡隣接地区の地理的環境や景観について、史跡と調和した良好な状況を保全・形成していく方向性を示す。**

8-2 保存の対象範囲及び地区区分

本計画では、1-4で述べたように、史跡を中心に、隣接する指定地外の幡羅遺跡及び西別府祭祀遺跡並びに西別府遺跡及び西別府廃寺、さらに関連する集落遺跡である下郷遺跡及び大竹遺跡を加えた範囲を対象としている。この対象範囲の適切な保存を円滑に進めるため、埋蔵文化財包蔵地の範囲、遺跡の性格、土地利用状況等を考慮して、対象範囲を次のとおり地区区分し、それぞれの地区ごとに保存のあり方を提示する。

8-2-1 史跡指定地の地区区分

(1) A地区

史跡幡羅官衙遺跡群の指定地をA地区とし、史跡の性格に応じてA1地区及びA2地区に細分する。

A1地区

史跡幡羅官衙遺跡群のうち、幡羅郡家を構成する南北2か所の正倉院、館、道路、実務官衙域などを核とする幡羅官衙遺跡の範囲で、深谷市に位置する。埋蔵文化財包蔵地である幡羅遺跡の一部にあたる。現況は、公衆用道路の他は畑地が多くを占めている。

遺構は、発掘調査の後、適切に埋め戻しを行い、地下に保存されている。

A2地区

史跡幡羅官衙遺跡群のうち、熊谷市に位置する西別府祭祀遺跡の範囲である。現況は一帯が二次林で、湯殿神社の境内地が多くを占め、北端部には水路敷（堀）がある。神社境内地の一部には自治会館が所在する。

境内地は、宗教法人及び地元自治会が共有している土地で、他は公有地（熊谷市）である。遺構は、北端の水路敷（堀）を除いて、発掘調査後に適切に埋め戻しを行い、地下に保存されている。

8-2-2 史跡隣接地の地区区分

(1) B地区

史跡隣接地のうち郡家、祭祀及び寺院に関連する遺構・遺物が存在する可能性が高い範囲と、郡家に関連した寺院を含む範囲をB地区とする。埋蔵文化財包蔵地であり、公衆用道路以外は民有地である。本地区はその性格などからB1・B2・B3・B4地区に細分する。

B1地区

埋蔵文化財包蔵地である幡羅遺跡の範囲から、史跡指定地（A1地区）を除いた範囲で、深谷市の都市計画道路（北通り線）を南辺とする。

現況は、概ね畑地で、北部に畜産施設が所在する。過去の発掘調査成果から、地区内には正倉院の広がりが見込まれる。北部の台地縁辺部では古墳が確認されている。南西部では、史跡を貫く道路跡の延長部が確認されている。

B2地区

埋蔵文化財包蔵地である西別府祭祀遺跡の範囲から、国史跡指定地（A2地区）を除いた範囲であり、郡家と密接な関係を持つ祭祀が行われた場として位置づけられる。

現況は、南東部が住宅、西側が畑地で、北の台地下は水田である。この水田の発掘調査では、河川と推定される掘り込みから木簡が発見されている。この河川は、運河機能を持ち合わせていたとも考えられ、河川交通の有様がうかがえる。

B 3 地区

埋蔵文化財包蔵地である西別府遺跡のうち、西別府廃寺の南側（C 3 地区）を除き、幡羅官衙遺跡の東部にあたる一帯を範囲とする。過去の発掘調査成果から幡羅官衙遺跡と一体の性格を持つ遺跡と捉えられる。

現況は、南東部に住宅が点在し、他は畑地である。

B 4 地区

埋蔵文化財包蔵地である西別府廃寺の範囲である。西別府廃寺は、過去の発掘調査成果から、郡家と並立して密接な関係を持った古代寺院であると考えられる。

現況は、中央部付近に特別養護老人ホームが所在し、その他は畑地や住宅などである。また、周囲には市道が敷設されている。

(2) C地区

史跡隣接地のうち、埋蔵文化財包蔵地である下郷遺跡（深谷市）及び大竹遺跡（熊谷市）並びに B 3 地区を除く西別府遺跡の範囲である。C 1 地区を下郷遺跡、C 2 地区を大竹遺跡、C 3 地区を西別府遺跡の一部と区分する。

本地区には、郡家との関わりや郡家の活動を支えた人々の営みを探ることのできる集落遺跡が存在し、史跡の価値を高めるうえで留意すべき地区である。

C 1 地区（下郷遺跡）

幡羅遺跡の北から西、南側の三方に広がる。現況は、北部から西部にかけて農地が多く、宅地や農業施設が点在する。南部の旧中山道付近は、宅地化が進んでいる。

C 2 地区（大竹遺跡）

西別府遺跡の南側にあたる。現況は畑地が多く、近年宅地化が進んでいる。遺跡範囲の東部には、熊谷市立別府中学校が位置する。

C 3 地区（西別府遺跡）

埋蔵文化財包蔵地である西別府遺跡の範囲から、B 3 地区を除いた範囲で、現況は、住宅や畑地などである

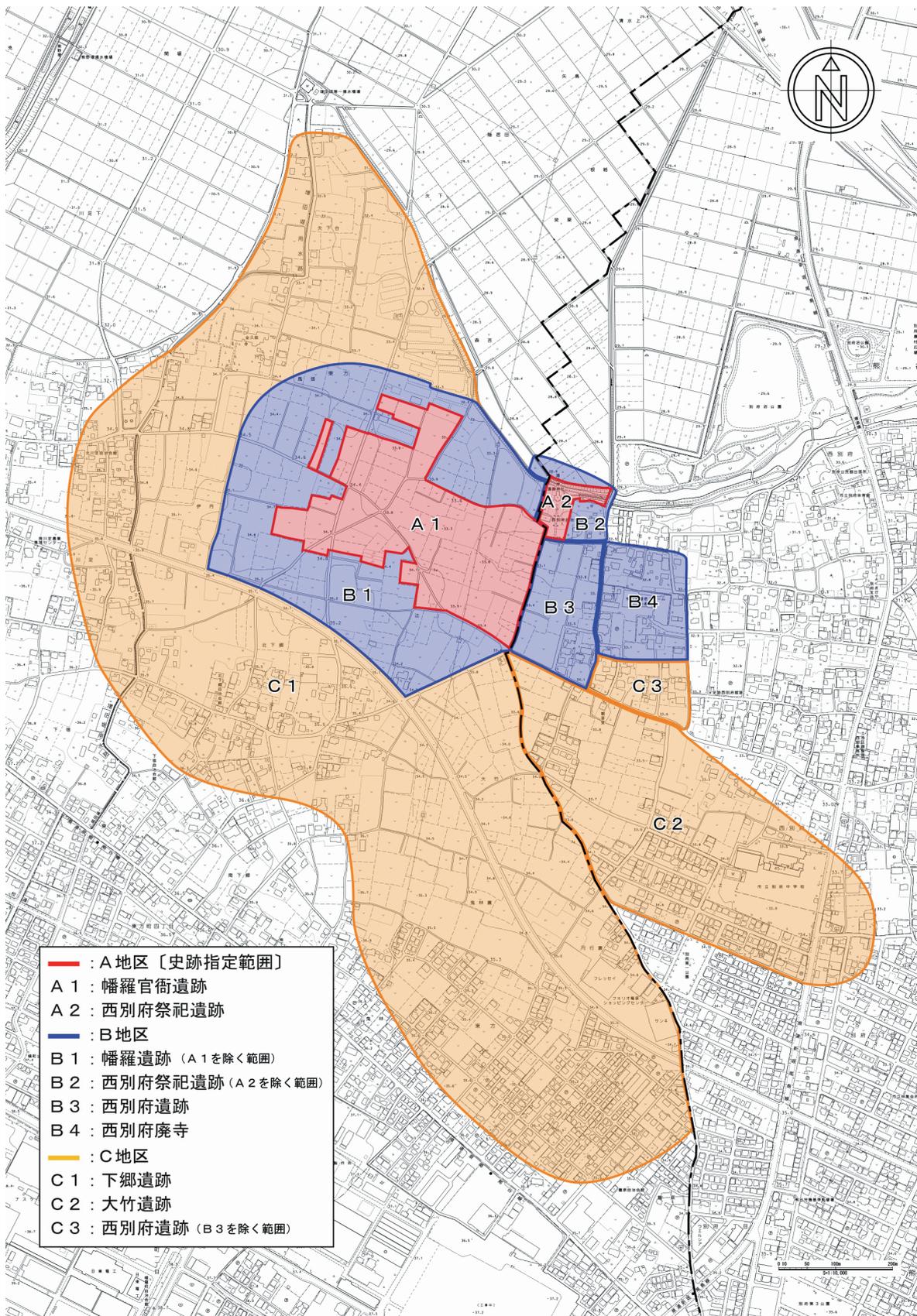


図 46 地区区分図 (全体)

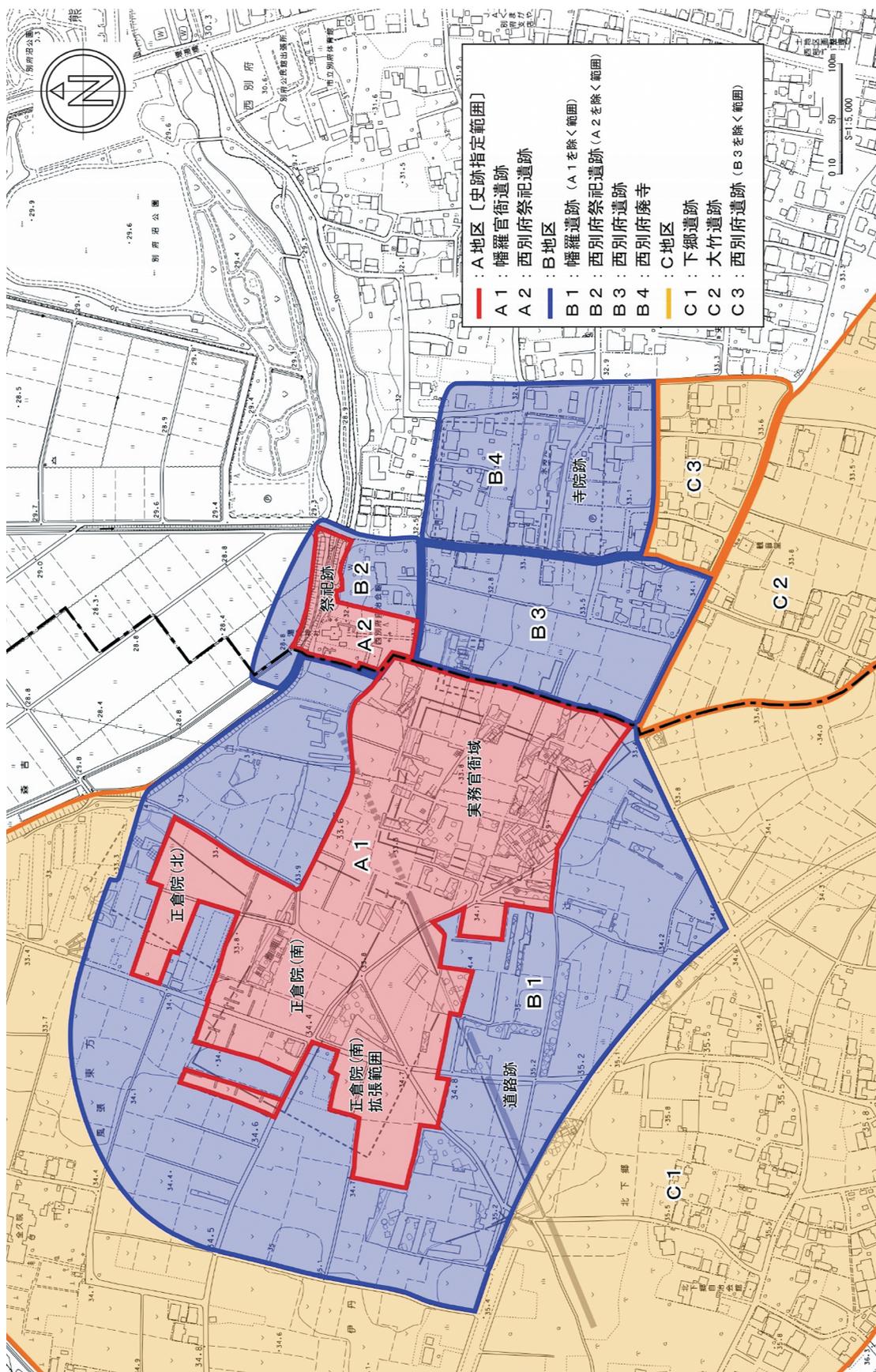


图 47 地区区分图 (主要な範圍)

8-3 各地区の構成要素

本項では、区分した各地区を構成する要素を抽出し、主要な価値を構成する要素、副次的価値を構成する要素、及びその他の要素に区分して整理する。

表 18 史跡内の構成要素

地区区分	主要な価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
A1 地区	<ul style="list-style-type: none"> ○正倉院、館、実務官衙域の遺構（区画溝・掘立柱建物・礎石建物・掘立柱塀・竪穴建物・土坑・溝など）や遺物 ○正倉院などの広場空間 ○古代道路遺構 ○饗宴の様子を示す遺物 ○建物の造営技術、土木工法 ○評段階の遺構（掘立柱建物・竪穴建物など） ○郡家が立地する台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○郡家の成立以前及び廃絶後の地域の様相を示す遺構や遺物（古墳・土坑・竪穴遺構など） ○辻、オニガツジなど郡家と関連する地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地（畑） ○道路 ○道路以外の工作物（電柱・引込柱・ガードパイプ・カーブミラー・道路照明・標識類等）
A2 地区	<ul style="list-style-type: none"> ○祭祀場の遺構や遺物（祭祀遺物散布地・石製模造品・墨書土器など） ○台地及び低地の地形 ○河川交通などの遺構（河川・川津）や遺物（木簡など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○湯殿神社（社殿・鳥居・石柱・常夜灯・石造物・石碑） 	<ul style="list-style-type: none"> ○神社社叢林 ○斜面林 ○堀 ○池（御手洗池） ○自治会館 ○道路及び駐車場（付帯施設類） ○道路以外の工作物（上記同様）

表 19 史跡隣接地区の構成要素

地区区分	主要な価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
B1 地区	<ul style="list-style-type: none"> ○郡家と関連する遺構や遺物 ○切り通し地形や古代道路などの遺構 	<ul style="list-style-type: none"> ○森吉古墳 ○集落の遺構や遺物 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地（畑） ○畜産施設及び関連建物、駐車場、付帯工作物など ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○送電鉄塔 ○無線基地局鉄塔 ○道路 ○道路以外の工作物（電柱・引込柱・ガードパイプ・カーブミラー・道路照明・標識類等）

B2地区	○祭祀場の遺構や遺物	○古代河川交通などの遺構	○農地（田） ○住宅（建物、工作物、樹木など） ○石碑 ○橋梁 ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
B3地区	○郡家と関連する遺構（竪穴建物、掘立柱建物、土坑、溝）や遺物（土師器・須恵器・灰釉陶器・緑釉陶器・瓦など） ○遺跡が立地する台地の地形	○郡家廃絶後の様相を示す遺構や遺物	○農地（畑） ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○作業小屋 ○石碑（墓地） ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
B4地区	○寺院に関連する遺構（基壇建物・竪穴建物・溝・掘立柱塀など）や遺物（瓦・瓦塔・鉄釘・羽口・鉄滓・土師器など） ○遺跡が立地する台地の地形	○郡家廃絶後の寺院の様相を示す遺構や遺物	○農地（畑） ○特別養護老人ホーム及び関連建物、駐車場、付帯工作物など ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
C1地区	○郡家と関連する集落の遺構（竪穴建物など）や遺物	○郡家廃絶後の様相を示す遺構や遺物	○農地（畑） ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○商業店舗 ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
C2地区	○郡家と関連する集落遺跡遺構（竪穴建物、掘立柱建物など）や遺物（灰釉・緑釉陶器、挂甲小札など）	○郡家廃絶後の様相を示す遺構や遺物	○農地（畑） ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○中学校 ○寺院 ○石碑（墓地） ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
C3地区	○郡家と関連する集落の遺構（竪穴建物など）や遺物	—	○農地（畑） ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）

8-4 保存の方法

本項では、各地区の保存の概要及びA地区の具体的な保存の方法について整理する。

8-4-1 地区区分別の保存

先に示した地区区分ごとに、現状変更等の取扱い、各種開発行為への対応、発掘調査、追加指定及び公有化、活用・整備の方向性を整理する。

(1) 史跡指定地

A 1 地区

本地区の大半は、畑地で民有地である。また、郡家の主要な遺構や遺物が存在する重要な範囲であることから、確実な遺構保存を図るとともに、整備のための発掘調査と史跡の解明のための調査研究を継続的に行い、その成果に基づいた史跡の整備と活用を図る。

現状変更などは原則として史跡の保存・活用に資する行為を除いて認めない。活用・整備計画などを考慮し、計画的・段階的に公有化を進める。地区内の市道は、当面は遺構保存に配慮しつつ現状維持とするが、将来的には整備計画にあわせて移設などを行う。

A 2 地区

本地区は、市有地や宗教法人所有地（令和3年3月現在）であり、現状は山林や神社境内地である。郡家と結びついた祭祀の主要な遺構や遺物が存在する重要な範囲であることから、確実な遺構保存を図り、あわせて史跡の解明のための調査研究を継続的に行う。

また、社叢林と斜面林の維持による史跡地形・景観の保全を図るとともに、管理団体と地域住民、所有者などが協力して、遺構の保存に配慮しつつ境内地の維持管理を進めていく。

現状変更などは、原則として史跡の保存・活用及び神社の維持管理に資する行為を除いて認めないものとする。

(2) 史跡隣接地

B 地区

史跡に関連する遺構や遺物の広がりや認められる、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲である。遺跡の解明のための調査研究を継続的に行い、史跡に関わる重要な遺構が確認された場合は、必要に応じて追加指定などを行う。

C 地区

郡家との関わりや郡家の活動を支えた人々の営みを探ることのできる集落遺跡が存在する。よって、幡羅官衙遺跡群との関連性を広く周知するとともに、地域住民の理解と協力を得て、史跡周辺の景観が大きく損なわれないように現状維持に努める。

遺構に影響を及ぼすおそれのある開発行為などについては、周知の埋蔵文化財包蔵地範囲の手続きに従い、適切に行う。

8-4-2 史跡の具体的な保存の内容

主要な価値を構成する要素の具体的な保存手法には、大きく維持管理と復旧がある。
本項では、維持管理と復旧の行為について、次のとおり整理する。

(1) 維持管理

維持管理は、史跡の主要な価値を構成する要素や文化財の保存・活用に有効な要素の保存、遺構の保存環境などを一定の状態に維持することを指し、具体的な行為としては、点検及び維持がある。

点検

- 史跡の管理団体である深谷市及び熊谷市（以下、「管理団体」という。）が、地域住民や所有者などの協力を得ながら、史跡及び周辺の巡回などによって、主要な価値を構成する要素の保存状況に変化が見られないかなどを日常的に点検する。
- 自然及び人為的災害並びに事故が生じた際は、管理団体が所有者・地権者と共に対象範囲や隣接する史跡地内外の保存状況の現状確認を行う。

維持

- 畑地などの耕作地、神社境内地などの建物、石造物、工作物、樹木などの維持管理は所有者・地権者が行い、公有地である水路や道路などの維持管理は、両市の担当部局がそれぞれ対応して行う。

き損報告

- き損が判明した場合、現状を把握したうえで、監理団体がすみやかに県を通して文化庁に報告する。

(2) 復旧

復旧には、史跡の劣化及び風化などの進行防止のための遺構の保存と、き損及び劣化している遺構を復旧する修復がある。

保存

- 史跡内にある樹木について、根茎の伸長により遺構に損傷を与える恐れがあるもの、遺跡の整備や景観を阻害するものは、管理団体と所有者・地権者の協議のうえ、必要に応じて伐採・抜根し撤去する。
- 斜面地や護岸の安定化にあたっては、管理団体が必要に応じて改善を図る。
- 耕作により遺構に損傷を与える恐れのある作物の栽培は、所有者や地権者と協議して避けるよう改善を図る。

修復

- 災害や事故などにより遺構の一部が失われるなどのき損が生じた場合は、文化庁、県、管理団体と所有者などが協議のうえ、必要に応じて遺構の現況を調査するなどして基礎データを取得し、適切な復旧対策を講じる。

8-4-3 史跡の構成要素別の保存

本項は、主要な価値を構成する要素、副次的な価値を構成する要素及びその他要素ごとに、保存の方法について整理する。

(1) 主要な価値を構成する要素の保存

- 現状変更に際しては、遺構の確認とともに遺構・遺構面・遺物の確実な保存を図る。
- 郡家に関わる遺構や遺構面については、必要に応じて適切な盛り土整地を行い被覆するなどして、確実な保存措置をとり、日常的な維持管理により後世に継承していく。
- 遺構が埋蔵されている、あるいはその可能性が高い範囲にある耕作地については、営農による地下遺構への影響を避けるよう耕作者と協議して対応する。
- 遺構が埋蔵される敷地の様相を留める現地形については、遺構保存・遺跡整備に伴う整地などの場合を除き、現況を保存し、雨水などによる浸食・土砂流入、耕作などによる人為的改変が生じないよう適切な方策をとる。
- 台地端部の崖線部は、維持管理により現況地形を保全する。
- 木竹類が繁茂し景観を損なうようなことがないように、必要な植生管理を行う。
- 遺構の性格等を確認するための調査や、遺構の保存・活用のための整備にあたっては、発掘調査を計画的に実施し、必要な情報を得ることとするが、その発掘調査範囲は必要最小限度に留める。
- 本格的な復旧が必要な場合は、遺構の状況に応じて適切な方法を検討し採用する。
- 必要に応じて重要遺構の表示などの整備を進めていく。
- 出土遺物の適切な保存及び活用を図る。

(2) 副次的な価値を構成する要素の保存

- 郡家や郡家に関わる祭祀を除くその他の時代の遺構については、現状保存を原則とする。
- 湯殿神社の社殿や関連石造物などについては、日常的及び定期的に管理し現状を維持する。
- 社殿などの軽微な修理は、管理団体と協議のうえ、必要に応じて行う。
- 湯殿神社については、遺構と直接関わる事項を除いて、原則として所有者が管理する。
- 史跡説明板については、保守・点検を行い、必要に応じて修理や更新を行う。

○幡羅官衙遺跡では、台地上にある幡羅郡家の立地環境を体感でき、遺跡からの眺望にも優れた景観を留めている。土地所有者・地権者・地域住民の理解と協力を得て、史跡及び史跡を取り巻く、そうした良好な景観の保全に努める。

○西別府祭祀遺跡内では、湯殿神社境内地の社叢林とその他の二次林が混在している。これらは史跡景観を構成する大きな要素となっており、所有者と管理者などが協力し、良好な景観の維持に努める。

(3) その他の要素の保存

○市道やその他の道路及び道路付帯施設など公益上必要な施設は、史跡整備・活用に支障のない範囲で地下遺構の保存を前提として当面は現状を維持する。

○水路護岸など関連施設で補修などが必要な場合は、地下遺構の保存や景観保全に配慮した工法などの導入を図る。

○史跡とは直接関係のない建築物や電柱などの工作物は、当面は現状維持とするが、公有化その他整備計画の進捗状況などに応じて、地下の遺構保存や史跡景観に配慮し、撤去や移転などの措置をとっていく。

8-5 現状変更等の取扱基準

A1・A2地区は史跡指定地であることから、現状変更は原則として認めないものとする。ただし、史跡の保存・活用・整備、史跡の調査・研究に資する行為や、掘削をしないなど遺構・遺構面に影響を及ぼさない日常的な維持管理に関わる現状変更等は認めるものとする。

また、遺構・遺構面に影響を及ぼさない範囲での既存物（建物や工作物など）の改修や補修などは、事前に届出と協議を行い、必要に応じて発掘調査を実施し、軽微なものは認めるものとする。

本地区は段階的・計画的に公有化を進めるとともに、宗教施設を除いて地区内で史跡と直接的な関わりが低い施設などは、将来的に地区外への転出又は撤去を図ることとする。

次項では、許可できない現状変更等の行為、許可が必要な現状変更等の行為（文化庁長官による許可、埼玉県教育委員会又は深谷市教育委員会もしくは熊谷市教育委員会による許可）、許可申請が不要な現状変更等の行為について整理する。

8-5-1 史跡の現状変更及び許可など

(1) 許可できない現状変更等の行為

文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

-
- 本計画に定められた保存の基準に反する場合
 - 史跡の滅失、き損又は衰亡の恐れがある場合
 - 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

(2) 許可が必要な現状変更等の行為

文化財保護法第 125 条

【文化庁長官による許可】

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務) 文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に規定された行為を除く

想定される許可を要する主な行為

- (ア) 建築物の新築、建替、増築、除去
- (イ) 工作物の新設、改修、除去
- (ウ) 掘削、切土、盛土などによる地形形状の変更
- (エ) 木竹の伐採、植栽、移植
- (オ) 地下埋設物の設置、改修
- (カ) 史跡の発掘調査及び保存・整備
- (キ) その他史跡の保存に影響を与える行為

【深谷市教育委員会又は熊谷市教育委員会による許可】

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項

上記の(ア)～(キ)のうち、以下は深谷市教育委員会又は熊谷市教育委員会が許可を行う。

- 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m²以下のものをいう）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- 工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- 建築物などの除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物などに係るものに限る）
- 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る）

(3) 許可申請の不要な現状変更等

文化財保護法第125条第1項ただし書き、左記ただし書きの規定 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更などの許可申請などに関する規則

【維持の措置】

- 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状に復するとき。
- 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。
- 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

【非常災害のために必要な応急措置】

- 非常災害が発生し、またその発生が明らかに予想される急迫の事態においての応急措置

【保存に及ぼす影響が軽微な場合】

- 影響を及ぼす行為が軽微なもの

※ただし、これらの行為を実施する際には、土地が所在する深谷市教育委員会又は熊谷市教育委員会と事前協議を行うものとする。

(4) 現状変更等に該当しない日常的な維持管理

【土地】

- 所有者や地権者によるもので、地下遺構に影響を及ぼさない耕作

【既存建築物や工作物の維持管理】

- 掘削を伴わない建物屋根、外装、内部などの修繕や改修
- 掘削を伴わない建物付帯設備類の修繕
- 基礎の改修を伴わない工作物などの改修
- 街灯、カーブミラーなどの点検や清掃

【道路】

- 清掃や簡易な舗装修繕

【植生管理】

- 倒木処理、支障木剪定などの措置、病虫害駆除、草刈など（ただし、景観を改変する伐採などは除く）

8-5-2 B地区・C地区の開発行為などの取扱い

本地区は史跡指定地外であるが、埋蔵文化財包蔵地であることから、開発行為などは、原則

として文化財保護法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」としての取扱いとする。

本地区で掘削を伴う工事を行う際は、事前に届出を行わなければならない（文化財保護法第93条の規定に基づく土木工事などのための発掘に関する届出及び指示）。また、本地区は、A1・A2地区の本質的価値と関連する郡家関連の重要な遺構を包蔵することが考えられるため、本地区における開発計画や土地の造成についても、関係部局などと連携を密にしながら遺跡の保護に努める。

また、郡家関連の重要遺構が確認された場所については、地権者の理解を得ながら必要に応じて追加指定を含めた遺構の適切な保護措置を図り、追加指定された範囲については、A地区と同様の扱いとする。

【周知の埋蔵文化財包蔵地における届出の流れ】

- 周知の埋蔵文化財包蔵地内において掘削を伴う行為を計画する際には、事前（60日前）に当該土地が所在する深谷市教育委員会又は熊谷市教育委員会に届出を行い、事前協議などで遺跡の保護について調整を図る。
- 当該行為により遺構への影響が大きいと判断される場合は、試掘調査などを行う。また、試掘調査などにより重要な遺構が確認された場合は、開発計画の中止や、遺構などに影響を及ぼさない設計への変更を求めるなどの対応を図る

地区区分 現状変更等	史跡	埋蔵文化財包蔵地	
	A 1・A 2 地区	B 1・B 2・B 3・B 4 地区	C 1・C 2・C 3 地区
建築物の新築・建替・増築・除去	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新築は原則として認めない。 ○除去は、遺構保存への影響を最小限にするよう配慮する。 ○A 2 地区においては、建築物の建替及び増築・除去の際に事前に届出を行い協議することとし、既存建物の建替及び改修は避けるよう協力を求めるが、協議のうやむやを得ないと判断される場合は、土地の形質を変えず既存建物の構造と規模形態を著しく変更しない場合に限り認める。また、宗教施設を除いて、史跡の主要な価値を構成する要素を除く建物は、将来的には移転を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。 ○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新築は避けるよう協力を求める。 ○建替・増改築は、遺構に影響がない場合について認める。 ○既存建築物の補修は、遺構の保護や史跡の保存・活用に影響を及ぼさないように協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。
道路以外の工作物の新設・改修・除去	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設は原則として認めない。 ○既設の工作物の改修や補修は、遺構に影響のない軽微なものに限り認める。ただし、事前協議を行い、必要に応じて試掘調査などを行う。 ○除去については、事前に届出・協議を行い、遺構保存に影響を及ぼさない範囲で認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設は避けるよう協力を求める。 ○既存施設の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
道路の新設・拡幅・改修・補修	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設や拡幅は認めない。 ○掘削を伴う際には、事前協議を行い、必要に応じて試掘調査などを行う。 ○既設道路の改修や補修は、遺構に影響のない範囲で、軽微なものに限り認める。 ○道路は、整備・活用に伴い、将来的には廃道や付け替えも検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設や拡幅は避けるよう協力を求める。 ○既存道路の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の新設などが生じないよう関係部局に周知し、遺構保全について理解及び協力を求める。 ○既存道路の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
地形改変	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺跡保存を前提とし、同地区や隣接地区の既存景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。
木竹類の植栽・伐採・伐根	<ul style="list-style-type: none"> ○新規植栽は、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。 ○伐採や伐根は、遺構の保存に影響を及ぼさないものについて認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規植栽は、遺構保存や景観に影響を及ぼさないように協力を求める。 ○伐採や伐根は、遺構の保存に影響を及ぼさないように協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺構保存を前提とし、同地区や隣接地区の景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
地下埋設物の新設・改修・除去	<ul style="list-style-type: none"> ○埋設物の新設は、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。 ○既設埋設物の改修は、遺構に影響を及ぼさない軽微なものについて認める。 ○除去については、事前に届出・協議を行い、遺構保存に影響を及ぼさない範囲で認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○埋設物の新設は、遺構保存を前提とし、遺構に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。 ○改修・除去は、事前協議、試掘調査などを行い、遺構に影響を及ぼさないように協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新設・改修・除去は、事前協議、試掘調査などを行い、遺構に影響を及ぼさないよう協力を求める。
発掘調査及び保存整備	<ul style="list-style-type: none"> ○所有者などに協力を求め、調査・研究、保存・活用・整備の必要性に応じて発掘調査及び保存整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○所有者などに協力を求め、遺跡の解明のための発掘調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○掘削を伴う各種開発などに際し、必要に応じて発掘調査を行う。

表 20 現状変更等の地区別取扱基準の一覧

8-6 追加指定と公有化

8-6-1 追加指定の方針

史跡の周辺（B・C地区）には、郡家を構成する施設や郡家と密接に結びついた施設の遺構や遺物が多数存在している。よって既知の発掘調査成果や今後の計画的な発掘調査で解明される実態を踏まえ、それらの重要な遺構については、追加指定を図っていく。

B地区

本地区には、郡家を構成する施設や、祭祀、寺院の重要遺構が包蔵されている可能性がある。そうした重要な遺構が確認され、史跡の価値を高めるうえで、史跡指定地（A地区）と一体的な保存・活用を図る必要があると判断された場合、地権者などの理解及び協力を得て追加指定を目指す。

C地区

本地区において郡家と関連する重要な遺構が確認された場合には、遺構の重要性を十分に検証し、必要に応じて追加指定を検討する。

8-6-2 公有化の方針

A地区における現在までの公有地は、公衆用道路や水路などであり、その他は民有地である。史跡指定範囲はもとより、史跡の主要な価値を保存して整備・活用する観点から、公有化が望ましいと判断される場合は、当該地に係る土地や所有者などの動向を常に注視し、これに関する情報を敏感かつ積極的に収集しつつ、所有者などの理解及び協力のもと、計画的・段階的に公有化を進める。